

広島県告示第千百三十六号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地
大谷外科	三次市十日市中二丁目四番一〇号